

被害防除措置計画書

1. 転用する土地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置

(1) 土地の造成等の計画

- ア 土地の造成・整地を行う（造成の場合 盛土約 c m切土 約 c m）
- イ 現状のまま利用するので土地の造成は行わない
- ウ （ ）

(2) 土砂の流出、崩壊等に対する措置

- ア 特に被害を生じるおそれはないので現状のまま利用する
- イ 擁壁を設ける（ブロック積・石積・その他（ ））
- ウ 法面の保護を行う（芝張り・モルタル吹付け・植生・その他（ ））
- エ 土留め工事をする（ ）
- オ 緩衝地を設ける
- カ 防護柵を設ける
- キ その他（ ）

2. 周辺農地等の日照、風通等に支障を及ぼさないための措置

- ア 特に影響はないので防除措置は行わない
- イ 緑地、緩衝地を設ける
- ウ 建物の高さを制限する（約 まで）
- エ その他（ ）

3. 排水計画

(1) 雨水処理

- ア 水路へ放流（ ）
- イ 貯水池
- ウ 溜枡
- エ その他（ ）

(2) 汚水、生活雑排水処理

- ア 汚水等発生しない
- イ 合併浄化槽
- ウ 公共下水道・集落排水
- エ 汲み取り
- オ 溜枡
- カ その他（ ）

*必要箇所に○をつけ、必要事項を記入のこと

*被害防除措置計画書の内容が確認できる図面等を添付すること

*必要とされる添付書類の図面には、高さ、幅、長さ等の他に水路の経路等も表示すること